

7 記録業務

県、会場地市町村及び県競技団体は密接な連携のもと、「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」及び「国民体育大会情報処理要項」の定めにより、競技記録や競技運営に関する情報（以下、「競技記録等」という。）を迅速かつ正確に収集・発表するとともに、都道府県総合成績の算出・発表を行う。

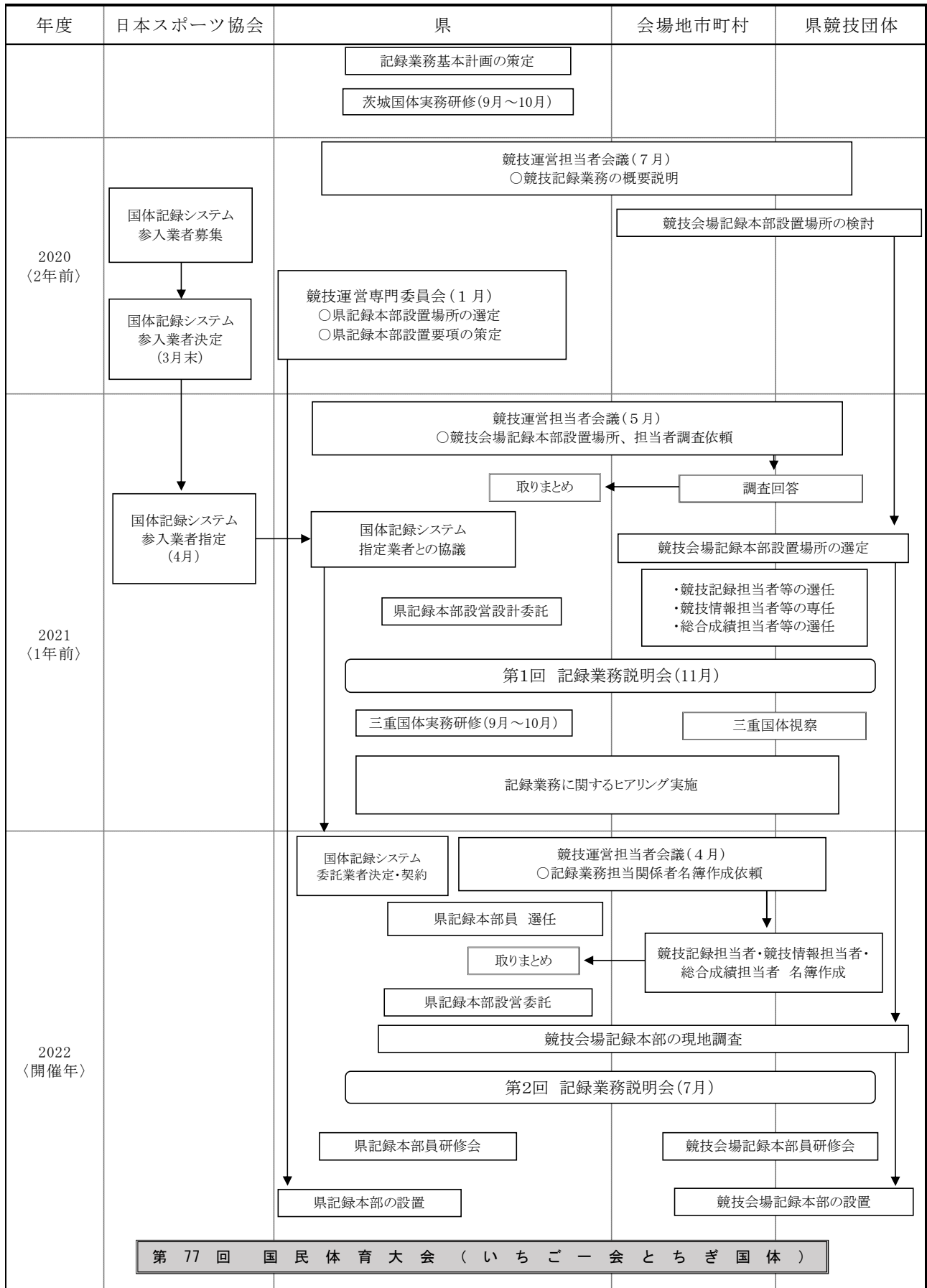
1 業務の概要

業務名	内 容	中央競 技団体	県	会場地 市町村	県競技 団体
記録業務基本方針、基本計画の策定	県は、記録業務実施に係る基本的な事項について方針及び計画を定める。		◎		
競技記録担当者、総合成績担当者の選任	会場地市町村及び県競技団体は、競技記録担当者及び総合成績担当者を選出する。			◎	◎
記録業務説明会の開催	県は、競技記録担当者・総合成績担当者の業務の習熟を図るため、記録業務説明会を開催する。 説明会においては、記録業務の概要、記録本部の設営方法等、業務の具体的内容等について説明する。		◎		
記録業務に関する協議	県は、会場地市町村及び県競技団体との協議し、競技ごとの記録業務に関する問題点を把握するとともに、その対応方法について検討する。		◎	○	○
記録本部研修会の開催	県及び会場地市町村は、記録業務担当者等の業務の習熟を図るため、研修会をそれぞれ開催する。		◎	◎	
県記録本部の設置	県は、全競技の実施状況、競技記録等を収集及び発表し、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。		◎		
競技会場記録本部の設置	会場地市町村は、実施競技に関する競技記録等を収集及び発表し、県に送信するため、各競技会場に「競技会場記録本部」を設置する。また、同一競技が複数の競技会場で実施される競技については、会場地市町村と競技団体が協議して、当該競技の全ての競技記録等を集約する会場を選定する。			◎	○
記録システムの活用	県は、記録業務を効率的に処理することのできる記録システムを使用する。		◎		
県記録本部の主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・全競技の競技記録等及び競技別総合成績の収集、発表（報道、インターネット） ・都道府県総合成績の算出 ・問い合わせへの対応 		◎		
競技会場記録本部の主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・競技の実施状況の把握 ・競技記録等の取りまとめ及び競技別総合成績の決定 ・競技記録等及び競技別総合成績を県記録本部へ送信、競技会場で発表 	○		◎	○

2 業務推進上の留意点

- (1) 会場地市町村および県競技団体は、業務の推進にあたっては、県と十分連携をはかること。
- (2) 成績算出にあたっては、正確・迅速な処理が求められるため、業務に十分精通すること。

いちご一会とちぎ国体 記録業務の流れ



*このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

1 国民体育大会開催基準要項（令和元年12月12日第55次改定）※抜粋

11 表彰

(1) 総合表彰

- 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

- 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
 - 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
 - 3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
 - 4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。
- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」（63頁）及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」（64頁）により授与する。
- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

37 記録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」（82頁）に基づき行うものとする。

2 国民体育大会開催基準要項細則（平成31年4月1日改定）※抜粋

5 本則第11項第1号の3及び第2号の4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰（都道府県）における総合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
- 3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の2種類とし、第1位から第8位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える得点 「種目」：種目などに与える得点

2) 参加得点(84頁)

参加得点は10点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
 - ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。
- (3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」（86頁）によるものとする。

第 77 回国民体育大会 記録業務基本方針（平成 31 年 2 月 15 日 第 12 回常任委員会決定）

第 77 回国民体育大会における競技成績等記録の収集及び速報並びに総合成績の算出に関する業務（以下「記録業務」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」及び「国民体育大会記録情報処理要項」に基づき行うほか、次の基本方針により実施する。

- 1 記録業務の推進
栃木県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）及び関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。
- 2 記録本部の設置
県委員会及び会場地委員会は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。
- 3 記録システムの使用
県委員会は、記録業務を効率的に実施するため、競技成績等記録を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。
- 4 その他
この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

いちご一会とちぎ国体 記録業務基本計画（令和 2 年 2 月 14 日 第 1 回常任委員会決定）

いちご一会とちぎ国体の記録業務は「第 77 回国民体育大会記録業務基本方針」に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）及び関係競技団体が連携して円滑に業務を推進できるよう、この基本計画により実施する。

- 1 記録本部
いちご一会とちぎ国体の正式競技及び特別競技における記録業務の円滑な推進を図るため、競技に関する競技成績・記録、定期連絡、緊急連絡等（以下、「競技記録等」という。）を処理する記録本部を設置する。
 - (1) 県記録本部
県委員会は、県記録本部を設置する。
 - (2) 競技会場記録本部
会場地委員会及び関係競技団体は、競技会場ごとに競技会場記録本部を設置する。また、競技会場記録本部のうち、競技記録等の収集及び競技別総合成績を算出する競技記録主会場を決定する。
- 2 業務内容
 - (1) 県記録本部
 - ア 競技記録等の収集・発表
県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部から収集し、発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。
 - イ 都道府県総合成績の算出、発表
県記録本部は、収集した競技記録等及び競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。
 - (2) 競技会場記録本部
 - ア 競技記録等の収集・発表
競技会場記録本部は、競技の実施状況を把握し、競技記録等を取りまとめ発表するとともに、競技記録主会場または県記録本部へ送信する。
 - イ 競技別総合成績の算出・発表
競技記録主会場は、収集した競技記録等から競技別総合成績を算出し、県記録本部へ送信するとともに、発表する。
- 3 記録システム
県委員会は、競技記録等及び競技別総合成績の収集、都道府県総合成績の算出、発表を正確かつ迅速に処理するため、次により記録処理システムを構築する。
 - (1) 競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部から県記録本部へ速やかに送信できる情報通信環境
 - (2) 競技記録等及び競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム
 - (3) 競技記録等及び競技別総合成績並びに都道府県総合成績を速報できるシステム
- 4 その他
 - (1) 公開競技の記録業務
競技記録等は、中央競技団体が県委員会へ報告する。
 - (2) デモンストラーションスポーツの記録業務
競技記録等は、会場地委員会が県委員会へ報告する。
 - (3) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。